

通所介護相当サービスの人員・運営に関する基準について

人員基準

職種名	資格要件	配置要件
管理者	特になし	常勤・専従 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
生活相談員	通所介護事業に準ずる	サービス提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に専従 1 名以上
介護職員	特になし	サービス提供時間数に応じて、専従で通所介護相当サービスの提供に当たる介護職員が所定の人数確保されること ①その日の利用者が 15 人まで・・・1 人 16 人以上・・・15 人を超える部分の利用者の数を 5 で除した数に+1 ②単位ごとに介護職員を乗じ 1 人以上従事させること
看護職員	看護師 准看護師	専従 1 名以上
機能訓練指導員	通所介護事業に準ずる	1 名以上 *加算を算定する場合は、別途要件あり

※生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は常勤

設備基準

設備	要件
食堂及び機能訓練室	合計した面積が、3 m ² ×利用定員以上
静養室	
相談室	遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること
事務室	
消防設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令に規定された設備
その他の設備	それぞれの用途に必要な広さと機能を有すること

運営規程に記載すべき事項

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④指定通所介護相当サービスの利用定員
- ⑤指定通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥通常の事業の実施地域
- ⑦サービス利用にあたっての留意事項
- ⑧緊急時等における対応方法
- ⑨非常災害対策
- ⑩虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日までに記載）
- ⑪その他運営に関する重要事項

○注意

（指定通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第〇条 通所介護相当サービスの内容は、次に掲げるサービスを行うものとする。

- （１）日常生活援助
- （２）入浴
- （３）食事の提供（任意）
- （４）生活指導（相談・援助等）
- （５）レクリエーション（創作的活動事業）
- （６）健康チェック
- （７）送迎

第２項 通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、「玉名市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。